

公益社団法人北海道社会福祉士会入会及び退会に関する細則

細則第 14 号

2026 年 7 月 14 日 制定

（目的）

第 1 条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という）への入会及び退会に関する規則（規則第 1 号。以下「入会退会規則」という。）における手続き及び様式についての事項を定めることを目的とする。

（様式）

第 2 条 この細則で定める様式は次の各号のとおりとする。

- （１）正会員の入会申込に使用する様式
- （２）賛助会員の入会申込に使用する様式
- （３）正会員及び賛助会員の退会申込に使用する様式

（正会員の入会）

第 3 条 本会入会退会規則第 3 条で定める正会員入会申込は、公益社団法人日本社会福祉士会制定の「都道府県社会福祉士会入会申込書」により行う。

（賛助会員の入会）

第 4 条 本会入会退会規則第 6 条で定める賛助会員入会申込は、別紙第 1 号様式により行う。

（正会員及び賛助会員の退会）

第 5 条 本会入会退会規則第 4 条第 1 項で定める正会員の退会申込及び本会入会退会規則第 7 条で定める賛助会員の退会申込は、別紙第 2 号様式により行う。

2 退会申込は、本会定款第 39 条で定める事業年度末日までに本会事務局に到着したものを、当年度の退会申込とする。

（改廃）

第 6 条 この細則の改廃は、理事会の決議によらなければならない。

附則

この附則は、2026 年 7 月 14 日から施行し、2026 年 6 月 27 日から適用する。